附則第五条の二第二項中「該当する」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）を「旧細目告示」に、「低排出ガス車認定」を「低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4　法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

5　法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6　法附則第十二条の三第三項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める同法第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

附則第五条の二第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。）が三・五トン以下の自動車　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第五項及び第九項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　細目告示第四十一条第一項第九号の基準

附則第五条の二の二中「法第百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改める。

附則第六条第十六項中「及び同法第十五条の四の四第一項の認定」を削り、同条第十七項中「、沈澱」を「、沈澱」に、「、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置」を「及び中和装置」に改め、同条第二十三項中「緊急地震速報受信装置」の下に「及び緊急遮断装置を同時に設置する場合のこれらのもの」を加え、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくは」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」の下に「若しくはローカル鉄道観光資源活用促進事業」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十二項第一号」を「附則第十五条第十一項第一号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第十七項第二号」を「附則第十一条第十六項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第三号」を「附則第十一条第十六項第三号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項第一号」を「附則第十一条第十七項第一号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項第一号中「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又は」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」の下に「又はローカル鉄道観光資源活用促進事業」を加え、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第十八項第一号」を「附則第十五条第十七項第一号」に、「次項並びに第四十六項第一号及び第二号」を「第四十五項」に、「若しくは」を「又は」に、「第四十四項第二号」を「第四十三項」に改め、「又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等」を削り、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を削り、同条第四十四項中「附則第十五条第十八項第二号」を「附則第十五条第十七項第二号」に、「次に掲げる設備」を「エタノール製造設備（利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させ